

豊川市文化のまちづくり委員会会則

(目 的)

第1条 豊川市が文化の薫り高いまちづくりをめざし、市民の自由で創造的な文化活動の展開を図るため、豊川市文化のまちづくり委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 委員会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 豊川市の文化の創造及び振興に関すること。
- (2) 文化のまちづくりのための情報の提供に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって構成する。委員は文化芸術に優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任されることができる。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1	名
副委員長	1	名
会 計	1	名
監 事	1	名

委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

会計は委員会の会計事務を掌る。

監事は委員会の会計を監査する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、市民部文化振興課において行う。

(雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則 この会則は、平成 元年 1 月 27 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付 則 この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。